

Ⅱ-5-(4) 経済的支援(奨学金)

1 奨学金の種類

(1) 独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会) <http://www.jasso.go.jp/>

本学では、独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)の奨学金を取り扱っています。

独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)は、独立行政法人日本学生支援機構法により設立された奨学金貸与機関であって、経済的理由により修学に困難な者のうち、文部科学省令で定める基準及び方法により認定された者に対して奨学金を貸与しています。

日本学生支援機構が行う奨学金は学生支援課で取り扱っています。申込募集案内等の連絡事項はすべて掲示にてお知らせします。

奨学金の種類は以下の2種類であり、貸与終了後、所定の期間内に返還することになります。また、貸与期間は修業年限終期までですが、その間、年に一回、継続確認のための「継続願」を独立行政法人日本学生支援機構に提出することになります。その際に成績不良、単位不足さらに素行不良者は、貸与が停止又は廃止となることがありますので、十分注意してください。

家計や学力などの申込条件や詳細については事前に説明会を行いますので、必ずこの説明会に出席して、申請の手続きに不備のないようにしてください。

<貸与型>

奨学金の種類	貸与月額	貸与期間	返済方法
第1種奨学金 (無利息)	自宅通学者: 30,000円、54,000円 から選択 自宅外通学者: 30,000円、64,000円 から選択	機構が認めた貸与 始期から修業年限 の終期まで	卒業後、各種預貯 金口座からの自動 引落にて月賦等で 返還
第2種奨学金	3、5、8、10、12万円の 中から選択		

* 募集の時期は4月の年一回となっていますが、家計急変等による奨学金必要者については、緊急・応急の申込を随時受け付けます。

本学入学前に高等学校において、日本学生支援機構の奨学生であった方及び高等学校在学中に第一種・第二種奨学生として採用が内定していた方は、入学後直ちに「大学等奨学金採用候補者決定通知」を学生支援課に提出してください。

* 提出しない場合は、大学在学中の高等学校分奨学金の返還が猶予されません。

<給付型>

奨学金の種類	給付額	申請対象者
給付型奨学金	月額 4 万円	以下いずれかに該当する者。 ① 家計支持者が住民税（所得割）非課税で、 大学に自宅外から通学している者。 ② 児童養護施設等に入所している（いた） 者。

(2) 地方自治体の奨学金

地方自治体で独自の奨学金制度を行っている都道府県・市区町村があります。
各自、住民登録している区市町村にお問い合わせください。

(3) 交通遺児育英会の奨学金

(公財)交通遺児育英会 TEL 03-3556-0773

(4) 病気・災害遺児育英制度

あしなが育英会 TEL03-3221-0888

2 修学資金貸付制度

(1) 千葉県保健師等修学資金

将来、千葉県内において保健師、助産師、看護師等の業務に従事しようとする者に対し、学資を貸付ける制度で、看護師課程は月額18,000円です。免許取得後引き続き5年間業務に従事した場合、返還が全額免除されます。申込募集案内等の連絡事項は、すべて掲示板でお知らせします。

(2) その他の看護師等修学資金

地方自治体や医療法人において、独自の看護師等修学資金貸付制度を設けているところがあります。いずれも、卒業後、その団体の経営する医療機関に勤務することを希望する者を貸付けの条件としており、一定数以上の勤務した場合は返還が免除されます。

各自それぞれの募集団体に確認のうえ、申込みを行ってください。

(3) 理学療法士等修学資金

地方自治体により、大学卒業後、当該自治体内で理学療法士の業務に従事しようとする者に対し、理学療法士等修学資金を貸与しているところがあります。理学療法士免許取得後、引き続き一定期間業務に従事した場合、返還が全額免除されるというものです。詳細は、各自、住民登録している自治体にお問い合わせください。

3 その他学費貸付制度

次の貸付制度の詳細等については、必要に応じて各自でお問い合わせください。

(1) 教育一般貸付(国の教育ローン)

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL 0570-008656

(土・日・祝日を除く平日9:00 ~ 18:00) <http://www.jfc.go.jp/>

平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00